

今冬期の大雪にかかる  
災害救助法が適用された地域の特別お取扱いについて

連日の降雪により被害を受けられた皆さまには、謹んでお見舞い申し上げます。

当社では、災害救助法適用地域で被災された契約者さまに対して、以下の通り、ご契約の特別なお取扱いを開始しておりますのでご連絡いたします。

**1. 保険料のお払込みについて**

契約者さまからのお申出により、保険料のお払込みについて猶予する期間を最長 6 ヶ月延長し、ご契約を失効させず有効なものとして取扱います。

**2. 保険金・給付金等のお支払いについて**

お手続きに必要な書類を一部省略する等により、簡易迅速なお取扱いをさせていただきます。

災害救助法の適用状況 (厚生労働省発表 平成 24 年 2 月 3 日 11:00 現在)

法適用日	災害救助法適用市町村	備考
平成 24 年 1 月 14 日	【新潟県】 上越市 (じょうえつし) 妙高市 (みょうこうし)	連日の降雪により、これを放置すれば住宅が倒壊するおそれが生じ、また、降雪による通行障害により車中に閉じ込められるなど、多数の者の生命又は身体に危害を受けるおそれが生じている。
平成 24 年 1 月 28 日	長岡市 (ながおかし) 柏崎市 (かしわざきし) 十日町市 (とおかまちし) 糸魚川市 (いといがわし)	
平成 24 年 1 月 31 日	南魚沼市 (みなみうおぬまし)	
平成 24 年 2 月 1 日	【青森県】 むつ市 (むつし) 横浜町 (よこはままち)	
	【長野県】 小谷村 (おたりむら) 信濃町 (しなのまち) 栄村 (さかえむら) 飯山市 (いいやまし) 野沢温泉村 (のざわおんせんむら)	

なお、本件に関するお問い合わせは、次にお問い合わせいたします。

カーディフ生命保険会社 お客さま相談室  
TEL : 0120-820-275 (フリーダイヤル)  
受付時間 : 9:00~18:00 (祝日、年末年始を除く月曜日~金曜日)